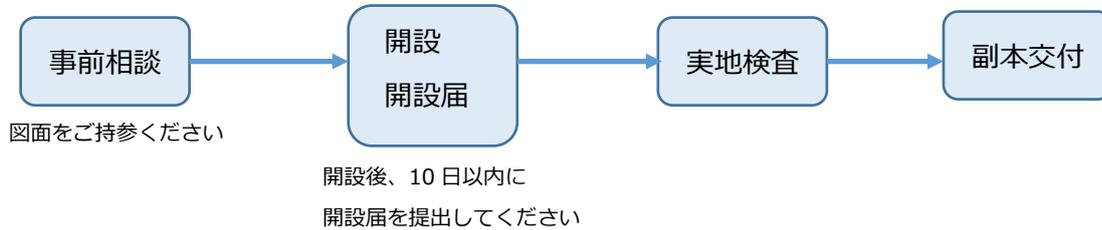


助産所開設の手引き（個人開設）



1 開設スケジュール



2 提出書類

助産所を開設後 10 日以内に以下の書類を提出してください。

提出書類		部数	備考
助産所開設届		2	押印は不要です
添 付 書 類	開設者（管理者）の免許証の写し	2	原本を確認いたしますのでご持参ください
	管理者の職歴書	2	写真は不要です
	従事者の免許証の写し	2	
	土地の登記事項証明書	2	建物のみ賃貸している場合は不要
	建物の登記事項証明書	2	
	賃貸借契約書の写し	2	
	敷地周囲の見取り図	2	
	敷地の平面図	2	
建物の平面図	2	各室の用途と面積、外気開放部（窓）、換気装置、手洗い・消毒設備、ベッド等の位置等を記入して下さい	

3 構造設備（医療法第 20 条、第 23 条、医療法施行規則第 17 条）

- 清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければいけません。
- 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けてください。
- 消火用の機械又は器具を備えてください。
- そのほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定を遵守してください。

入所室について

- 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないでください（特定主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができます）
- 入所室の床面積は内法で測定し、一母子を入所させるためのものにあつては 6.3m² 以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき 4.3 m² 以上としてください。
- 第二階以上の階に入所室を有する場合は、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けてください。
- 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けてください。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができます。
- 入所施設を有する助産所にあつては、床面積 9m² 以上の分べん室を設けてください（分べんを取り扱わないものについては不要です）

4 開設者・管理者について（医療法第 12 条、第 15 条）

- 助産所の開設者が、助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければなりません。
- 助産所の管理者は、医療法に定める管理者の責務を果たせるよう、当該助産所に勤務する助産師その他の従業者を監督し、その他当該助産所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければなりません。
- 助産所の管理者は、原則として他の助産所の管理者を兼ねることはできません。

5 院内掲示（医療法第 14 条 2）

助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内（当該助産所の入口、受付又は待合所の付近）に見やすいように掲示しなければなりません。

- 一 管理者の氏名
- 二 業務に従事する助産師の氏名
- 三 助産師の就業の日時
- 四 助産所に置かれた嘱託医師の氏名、嘱託医療機関の名称（分娩を取扱う場合）

6 入所施設を有する場合

その他、必要な手続き等がございますので、詳しくはお問い合わせください（03-5764-0692）。